

令和 8 年 4 月 22 日

渋谷区犯罪被害者等支援審議会会長 殿

渋谷区長 長谷部 健

犯罪被害者等に係る支援条例案及び支援について（諮問）

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り意見を求めます。

記

○犯罪被害者等支援条例案について

○犯罪被害者等への支援について

以上